

前橋藩房総分領と富津陣屋の終焉

筑紫 敏夫

はじめに

近年、富津陣屋跡（千葉県富津市）の発掘が行われ、これまで地方文書（絵図を含む）や伝承でしか知られていなかった同陣屋の実態が、出土遺構や遺物によって新たな光があてられようとしている。⁽¹⁾

筆者は、これまで江戸湾防備と地域社会との関係について調査研究を行ってきたが、本稿では新たに判明した同陣屋・台場と前橋藩房総分領をめぐる事実関係について記してみたい。特に戊辰戦争時の富津陣屋をめぐる「混乱」については、『木更津市史』⁽³⁾、『富津市史』⁽⁴⁾、『前橋市史 第二巻』⁽⁵⁾などに詳しいので、この時期については新しく判明した事実に限定して指摘することにした。

第一節 前橋藩の領地替と富津陣屋受け取り

安政五年（一八五八）以来、陸奥二本松藩が、預地を与えられて、

前橋藩房総分領と富津陣屋の終焉（筑紫）

富津陣屋を中心とする江戸湾の防備を行ってきた。⁽⁶⁾しかし、慶応三年（一八六七）三月十三日に、これを解任され、品川内海台場（第二番台場）警備を命じられた。替わって品川内海台場（第二番と第五番台場）の警備を解任された上野前橋藩が富津台場・陣屋の防備を命じられた。⁽⁷⁾これにより二本松藩の上総国内の「政事向私領同様」預地（約一万一千石）は、幕府に召し上げられることになったが、これに対して同年三月付で、預地の「上総国周准郡・天羽郡・望陀郡三十ヶ村々々一同」によって、二本松藩の支配継続願が作成された。⁽⁸⁾

支配継続の理由は①海防藩の変更によって度々、領主が替わったので、その都度「村々入費」が嵩み、「疲弊」している。②二本松藩の預地になって以来「格別之以 御徳政、疲労衰弱之村々御引立、御撫育被下置候」。③安政六年に「御備場御模様替風聞」があったが「御預所三郡村々一同」が「永御支配」を「御公辺」に願い出て「御沙汰止」になったことがある。このような理由から二本松藩の支配でなくなることを聞いて「村々小前末々迄仰天歎息奉驚入、赤子之慈母二相

離レ候心地」であり、「御預所役場」では出願を「御取用無之」のため、「御上様」へ直接に歎願することになったとある。ではなぜこのようにしてまで支配継続を幕府に願い出るのであろうか。そこでは、前述の三点の理由のうち、②の「御徳政」「御引立」「御撫育」の内容が問題となる。一例をあげてみよう。

安政六年(一八五九)十月、二本松藩家臣二名の名で、幕府の勘定所に富津村の漁業年貢の「年季切替伺書」が出された。⁽¹⁰⁾それによると、漁業年貢の年季が切れる年にあたり、打ち続く不漁と震災・風災・火災などを理由に、「小漁船運上」「地引網運上」「地小買運上」の合計永百七貫八百五文を、安政六年から十年に渡って半分に減免することを伺い出ている。これへの幕府からの回答は、同六年十二月に「御裏書」という形でなされ、とりあえず安政六年分は半減を認められ、翌年は再び吟味をした上で伺い出るようにと伝達された。富津村の元治元年(一八六四)の年貢割付状⁽¹¹⁾には、この三種類の漁業年貢は、文久三年(一八六三)から三年間にわたってほぼ半額の免除と記されていることから、結果的に長期にわたって減免が行われたと考えられ、さらに「旅籠屋冥加永」も文久二年から三年間、三分の二が免除とある。「政事向私領同様」預地の年貢は、幕府が決めた方式で、幕府に納入された。⁽¹²⁾そのため年貢減免は、藩の財政にはもともと響かず、幕府に減免を承認させさえすれば、それによって藩は村々の支配をより安定的に行うことができるし、異国船来航時の人足・漁船などの動員を円

滑に行うためにも重要であった。このように預地を直接に支配する二本松藩は、年貢の取り立てが比較的ゆるやかであり、この点が預地の村々が支配継続願を出した大きな理由だったのである。

しかしながらこうした願書は取り上げられずに支配替が実施された。二本松藩は、慶応三年六月に富津陣屋の陣屋元である富津村の名主に「三郡村々公事出入等」の取り扱いやその他「重立候御用向者懸りを茂申付」、それらをよく勤めたことを理由に褒美を与えたのであった。⁽¹³⁾

支配替にあたって前橋藩に富津陣屋近辺で与えられたのは、預地ではなく、通常の領地であった。⁽¹⁴⁾富津陣屋・台場を担当した諸藩には、それまで十数年にわたって既存の領地を削ることなく、新たに「政事向私領同様」の預地を与えてきたが、⁽¹⁵⁾これは遠方に居城を持つ、外様の大藩を江戸湾の防備に就かせるための方策であった。ところが今回の前橋藩は、関東に位置し、しかも家門(親藩)であることから、有利な措置はとられなかったものと思われる。

慶応四年(一八六八)の前橋藩上総分領の村を表1で示した。また、表2・3はそれぞれ安政七年(一八六〇)と慶応四年の同藩の所領構成を示している。これらを見ると、前橋藩はすでに上総国望陀郡に六十四か村、六六八一石余があり、今回は上総国内で新たに四十二か村、約一万五〇〇〇石が与えられたのである。また、安房国内には平・安房両郡に三十四か村、一万石余がすでにあり、今回さらに一万石余が与えられたのであった。これらはすべて領地であった。こうして慶応

表 1 前橋藩上総分領の村 (慶応 4 年)

郡名	村名	村高	村名	村高	村名	村高	村名	村高
天 羽 郡	湊	312.41858	稲子沢	54.479	志 駒	229.11194	岩 瀬	258.766
	売 津	157.867	海 良	55.45697	不入斗	448.151	小久保	1400.505
	梨 沢	165.659	金 谷	526.183	竹ヶ岡	1077.53	相 川	501.133
	大和田	358.783	千種新田	203.359	岩 坂	327.21		
	小計	15 か村	6,081 石	14249				
周 准 郡	大 堀	379.7172	人 見	229.493	富 津	191.996	新 井	208.028
	西 川	277.409	中 野	300.	下烏田	112.479	駒久保	71.117
	畑 沢	621.328	中 富	201.582	大和田	139.08	篠 部	216.218
	川 名	121.891	滝沢村新田	44.226	小 浜	71.686		
	小計	15 か村	3,217 石	1632				
望 陀 郡	江 川	172.327	長須賀	688.6555	瓜 倉	277.4735	木更津	1146.2203
	久津間	187.2409	久津間新田	337.7365	高 柳	1227.64598	中 里	153.6
	吾 妻	372.109	大和田*	91.538	向 郷*	453.265	栗 坪*	82.953
	芋 窪*	82.695	平 山*	433.808	古 宿*	37.543	朝 立*	82.593
	外ヶ野*	87.404	千 本*	148.747	鳥居台*	100.763	柳 瀬*	110.204
	打路木*	85.658	稲 滝*	47.966	朝 柄*	52.236	戸 穴*	35.17
	柳 城*	151.04	菅間新田*	35.957	宿 戸*	38.792	大野宮台*	40.596
	西 野*	55.197	四 宮*	42.172	大山田*	102.164	小 滝*	101.78
	小 坂*	487.041	鳴 畑*	41.232	太郎右衛門*	22.366	蓮 見*	126.08
	片 野*	70.072	九兵衛*	62.282	八郎兵衛*	39.929	七郎兵衛*	47.011
	切 佃*	89.077	田 面*	84.2	網 場*	56.318	細 野*	80.038
	四 町*	80.375	女 食*	34.508	谷 向*	69.496	関*	52.73
	上 関*	24.658	下 関*	22.345	石 崎*	81.149	名 殿*	75.735
	利 根*	109.894	大 録*	97.401	中 山*	44.515	高 水*	102.122
	笹*	420.266	香木原*	70.948	菅間田*	46.092	野 中*	86.714
	川 俣*	92.143	月 毛*	37.14	押 込*	35.184	藤 林*	88.457
	草河原*	186.584	坂 畑*	213.919	折木沢*	260.777	釜 生*	60.596
	滝 原*	23.442	藏 玉*	234.362	門 生*	33.609	黄和田畑*	161.397
	四方木*	128.901						
	小計	73 か村 (*は、64 か村)	11,238 石	66333 (*は、6,681 石 346)				
市 原 郡	玉前新田	147.896	五 井	756.9112	町 田	140.48554		
	小計	3 か村	1,045 石	29274				

(註) ・『旧高旧領取調帳 関東編』より作成。
 ・単位は「石」。
 ・望陀郡内の*の村は、慶応 2 年以前からの前橋藩領である。

表2 前橋藩の所領構成 (安政7年)

国名	郡名	村数	石高	%
武蔵国	入間郡 高麗郡 比企郡 埼玉郡 大里郡 比叡郡 多摩郡 秩父郡 那賀郡	123	56,930.05889	
		20	9,207.88700	
		71	29,131.32650	
		16	9,255.21726	
		4	823.15509	
		9	3,109.49140	
		4	542.13520	
		13	2,709.17997	
		7	1,487.00334	
	3	1,263.90465		
小計		270	114,459.35930	54
上野国	群馬郡 波多郡 勢多郡 佐位郡	54	26,969.29140	
		13	6,407.68600	
		97	42,032.63787	
		2	672.37000	
小計		166	76,081.98527	36
上総国	望陀郡	64	6,681.34600	
		小計		64
安房国	平安郡 安房郡	19	5,088.23600	
		15	5,490.67408	
小計		34	10,578.91008	5
近江国	野洲郡 蒲生郡 栗田郡 (ママ)	2	1,723.54000	
		1	335.68100	
		10	2,986.91800	
小計		13	5,046.13900	2
表高		547	170,000.00000	
物成詰込 新田改高 新田代出 新田反別			24,125.41015	
			18,196.66988	
			525.65962	
			139町9反5畝22歩	
総計			212,847.73965	100

(註)・『君津市史 通史』より転載。

二名以下、浮組三十名、中間・雇を含めて総数五十六名、嘉永五年(一八五二)の時点では小代官三名以下、中間までを含めて総数六十五名であった。そして、江戸から上総元締と歩行目付が派遣されて、常駐家臣の監督にあたった。そして、安政元年(一八五四)に安房国内に三十四か村、一万石余が与えられると、ここも三本松陣屋の管轄となり、家臣の監督にあたる上総元締は房総元締と改称された

三年に前橋藩は、房総(上総・安房両国)分領が一六三か村、四万二〇〇〇石余となったのである。

当初の上総分領(望陀郡の山間部の六十四か村)の支配は、向郷陣屋(望陀郡向郷村)を中心に行なっていたが、文政十年(一八二七)に三本松陣屋(望陀郡谷向村字三本松)が完成し、ここに移転した。三本松陣屋に常駐する家臣は、天保四年(一八三三)の時点で小代官

のである⁽¹⁷⁾。

この前橋藩房総分領では、慶応二年(一八六六)八月に、「世上穏ニ相成候迄」として農兵の取り立てが行われた。農兵は分領の領民の中から選抜され、身分は家臣団の中の「組頭格」、勤務中は帯刀を許され、手当金が支給された。「炮術稽古」が主な任務で、「一日も早く御用ニ相立候様可致」とされた。さらに劍術稽古を希望する農兵は、

表3 前橋藩の所領構成（慶応4年）

国名	郡名	村数	石高	計	
上野国	群馬郡 多田郡 勢位郡 佐那田郡 新田郡 山楽郡	59	28,636.62236	210	88,900.84985 (44%)
		102	43,225.57977		
		2	672.37000		
		15	6,460.50922		
		21	6,971.68350		
		1	97.74000		
10	2,836.14500				
武蔵国	多摩郡 埼玉郡 埼企郡 比麗郡 高麗郡 入間郡 榛沢郡 児玉郡 秩父郡 那賀郡 大里郡	13	2,709.17997	135	56,727.70013 (28%)
		10	8,005.01904		
		60	26,719.45100		
		18	9,070.13100		
		10	2,995.27030		
		2	656.75500		
		4	872.98160		
		7	1,325.28230		
		3	1,263.89565		
		8	3,109.73427		
安房国	朝夷郡 平安郡 安房郡	31	9,765.13568	67	20,539.79876 (10%)
		19	5,416.37000		
		17	5,358.29308		
上総国	天羽郡 周准郡 望陀郡 市原郡	15	6,081.14249	96	21,582.26176 (10%)
		15	3,217.16320		
		73	11,238.66333		
		3	1,045.29274		
常陸国	河内郡 筑波郡	25	9,299.31506	32	13,446.35477 (7%)
		7	4,147.03971		
下野国	足利郡 安蘇郡	3	447.85383	7	1,323.69772 (1%)
		4	875.84389		
合計		547	202,520.66299		(100%)

(註) ・【君津市史 通史】より転載。
 ・藩領のうち、近江分領 5000 石余は表から除外した。

それまでの房総元締よりも高位の役職を新設して派遣し、三本松陣屋を含む、房総分領全体を管轄させたのである。さらに五月十八日には三本松陣屋から「富津御陣屋請取并夫々取調御用として」房総元締の山川千兵衛以下、十三名余が富津村に到着し、まだ陣屋には入らずに、旅籠屋の「朝屋金兵衛方へ」逗留した。⁽²¹⁾翌日には、富津村の名主の源右衛門と嘉右衛門が「着見舞」に彼らのもとを訪れた。同じ日に船手など四名の家臣が到着し、彼らも朝屋金兵衛方に逗留した。そして、まだ新しい分領村々の引き渡しは行われていなかったが、もともと安房国にあった分領、

「炮術稽古」に加えて行うことが許された。⁽¹⁸⁾三本松陣屋を支配拠点とする分領からは、七十名以上の農兵が選抜され、陣屋を取りまく治安の悪化に対処しようとしたのである。⁽¹⁹⁾

では次に前橋藩の富津陣屋・台場の受け取りの経過を見てみよう。

前述のように慶応三年三月に前橋藩が富津台場の守備を命じられると、五月六日には、同藩は、前橋の町在奉行兼勘定奉行で、前橋城普請に功績のあった白井宣左衛門を上総・安房分領の町在奉行兼勘定奉行に任命した。⁽²⁰⁾幕命である富津での沿岸防備と房総分領の急増によって、

約一万石の前年(慶応二年)分の年貢米のうち百俵が、五月二十三日に、望陀郡長須賀村の結城屋安兵衛船で、安房国から富津浦に到着した。これは、家臣団が富津村に逗留するための当座の費用に充てられたと思われる。

ところで、当初は五月二十六日に台場・陣屋などを受け取る予定であった。しかし、二十三日に、前橋藩の江戸藩邸から引き渡し延期の知らせがあった。これに伴い、受け取りの際に三本松陣屋から富津へ出張することになっていた家臣十八名、農兵六十七名にも、延期して六月一日に出張するようという知らせが、富津陣屋からもたらされた。この間、富津村の前橋藩家臣は、陣屋にいる二本松藩の家臣らと実務的な引き継ぎを断続的に行った。五月二十四日からの数日間、江戸や前橋から家臣が続々と到着したが、陣屋が引き渡されていないために、富津村・西川村・新井村の寺院や百姓家に分宿した。これとは反対に三本松陣屋からやって来ていた家臣の一部は、陣屋に引き揚げた。二十九日には、富津から三本松陣屋に知らせを送り、富津陣屋引き渡しの日程が定まらないため、六月一日とした、三本松陣屋詰の家臣・農兵の富津への出張を再延期した。

六月二日には、望陀郡久津間村の吉次郎船で、江戸から御用荷物が富津浦に届けられた。荷物は、「ゲベル御筒」(鉄砲)十挺入りの長持一棹と、「御金箱」六箱で、このうち「御金箱」三箱は、元々所・在方役所・勘定役所で一箱ずつ使うこととされた。鉄砲の入った長持は、

朝屋金兵衛方に預けられた。「富津出張中手控」には、翌三日付で、富津陣屋詰の二本松藩家臣が、引き渡しの過程で陣屋を出た際の富津村への「下宿勝手当」が書き上げられていることから、日付は特定できないが、おそらく六月の前半には前橋藩に陣屋・台場の引き渡しが行われ、同じ頃に分領村々の引き渡しも行われたと言っている⁽²¹⁾。いずれにしても前橋藩が当初予定していたよりも遅れて現地での引き渡しが行われたのであった。

初めの頃に富津陣屋に詰めた前橋藩の家臣は、白井宣左衛門(房総町在奉行兼房総勘定奉行)以下、小熊小藤太(砲術世話・大砲方)、「遊隊」九名、徒士目付二名、「砲隊格」二十名、「銃隊」十九名、「町在組浮組」二十名、「台場付足軽」二十名など、合計一三三名ほどであった⁽²³⁾。これらのうち「台場付足軽」について、「丹羽侯(二本松藩主)ヨリ譲受ル者、新組ト唱フ⁽²⁴⁾」とあり、二本松藩の時の「台場付足軽」を引き継いだものである。二本松藩の富津「台場付足軽」について次の史料を掲げる。⁽²⁵⁾

(端裏書)

「安政六年

御暇ニ付戻ス

富津村之者三拾人足軽召抱ニ付請証文

御請証文之事

一、此度私共一同十月朔日御足軽御召抱ニ相成、帯刀御免被成下、御宛行式人扶持・切米金老ケ年式両被下置、御鉄砲打心懸可申旨被 仰渡難有仕合ニ奉存候、然ル上者御国法相守俱々実体相勤、

壹ヶ月拾ヲ勤ニ被 仰付、其外非常之儀御座候節者何事ニ寄らす御陳屋江駈附御用可奉伺上候、尤月拾ヲ勤之外御用向何成共被

仰付候而も聊違背不仕候、依而御請連印証文差上申処如件

安政六未年九月

富津村

徳 蔵[㊦]

(九名略)

「^(貼紙)幸 吉[㊦]」

御先手組

(八名略)

佐右衛門[㊦]

ノ

卯兵衛[㊦]

藤 八[㊦]

(二名略)

覚 太郎[㊦]

(四名略)

市五郎[㊦]

(二本松藩)
御役所

(後略)

後略とした部分には、奥書があり、三十人の者の身元を保証して、富津村の名主・組頭が連印している。このことと端裏書の「富津村之者三拾人足輕召抱」という文言を考え合わせると、「御足輕」として召し抱えられたのは、陣屋元の富津村の村民であることがわかる。彼

らは「御先手組」二十名と「殿組」十名に分かれ、帯刀を許され、年に二人扶持、切米金二兩を与えられ、つまり、武士身分となって「御鉄炮打」を行なった。普段は一か月に十日間の勤務をし、その他、異国船来航などの非常時に駆け付けて諸用を勤めることになっていた。

このうち前橋藩に引き継がれたのは二十名で、前述のように「新組」とあることから、二本松藩の「御先手組」・「殿組」を再編成し、そのうちの二十名が継続して召し抱えられたのであり、足輕の職務内容も二本松藩の時と同様であったと思われる。

また、富津村名主の嘉右衛門は、慶応三年(一八六七)十一月十日付と翌四年正月五日付で二度の願書を藩に提出した。⁽²⁷⁾そこには、上方の情勢が切迫して諸大名が兵を送ったため、江戸近辺の警備が手薄になっており、ここで「攘夷」が実行された場合、富津は、開港場の横浜にも近いので大混乱が予想される。そこで、富津村の近隣村々から「御備場附非常郷足輕」を三百人召し抱えてほしいとあった。前述のようにすでに前橋藩によって二十名の足輕が召し抱えられているが、さらに増員を求めるといふことに、異国船・異国人対策だけでなく、治安の悪化から地域を防衛するといふ意識をうかがうことができた。しかしながらこれらの願書は採り上げられることはなかった。

さて、前橋藩は、富津陣屋・台場の受領、領地村々の受領を終えた後、新しい領地の様子を把握することに勤めていたと思われ、慶応三年(一八六七)十月になって白井宣左衛門の名で、二十五か条からな

る長文の「定」を領内に発した。⁽²⁸⁾ 全文を掲げることはしないが、主な内容は、①村々からの諸願は村役人連印の上、すべて藩の「代官所」へ差し出すこと、②幕府役人や大名の領内通行は「郡代所」や「代官所」へ注進すること、③出火など変事は「郡代所」へ注進すること、その他、年貢の納入方法や村々に家臣がおもむいた際の賄いの規定などであった。分領を受け取って初めて体系的な支配の方針が村々に示されたのである。

第二節 富津陣屋周辺の戊辰戦争

慶応四年(一八六八)⁽²⁹⁾正月、鳥羽・伏見の戦いによって、戊辰戦争の幕が切つて落とされた。この知らせを聞いた前橋藩では、富津陣屋周辺の警備強化をめざして、家老の小河原左宮(諱：政徳)、目付の服部助左衛門を同陣屋に派遣し、彼らは四月八日に到着した。さらに同月十日には番外頭の根村銈次郎が番外二十三名と共に到着、十二日には年寄の水野主水も到着した。⁽³⁰⁾

その前日の十一日に江戸城が無血開城され、旧幕臣の一部が江戸を脱出して房総に移動した。十二日の夜以来、前橋藩領の木更津村に旧幕府軍が集結し、その数は二千から三千人にのぼった。彼らは「義軍府」と自称して、近隣の村々の村役人を呼び出し、人馬を徴発させたり、豪農・豪商に金・米穀を提出させた。また、近隣の諸藩にも使者

を送り、金・米穀・武器や家臣の加勢を要求した。⁽³¹⁾

前橋藩の富津陣屋には、閏四月二日夕方、木更津村から旧幕臣が使者として訪れ、「当節各藩悉ク一定同意ニ而出兵、其外米金等夫々ヲ尽シ相送候」と述べて、前橋藩だけが協力しないのは「甚以不平」であるとして旧幕府軍への協力を要求した。⁽³²⁾ 翌三日には、旧幕臣らが木更津村を出発して富津陣屋を取り囲んだ。彼らは、旧幕府軍に加わった上総請西藩主が率いる藩兵約七十名、同じく旧幕府軍に加勢して木更津村にいた上総佐貫藩家臣の一隊、旧幕臣の「遊撃隊」三十六名、旧幕臣の「撒兵隊」から構成されていた。⁽³³⁾ すぐに交渉が行われ、明日に陣屋引き渡しと金穀の提供が行われることとなった。しかし、陣屋内での評議はまとまらず、その夜、家老の小河原左宮が、陣屋の責任者として切腹し、⁽³⁴⁾ 家臣の滝沢研三が旧幕府軍のもとに「脱走」した。⁽³⁵⁾ これにより翌四日には、「歩卒廿人ヲ脱走ノ体ニシテ」差し出し、前橋藩家臣は、陣屋を明け渡して、陣屋近辺の百姓家に退去した。その後、江戸におもむいた家臣と、白井宣左衛門ら三本松陣屋に入った家臣とに分かれた。⁽³⁶⁾ 旧幕府軍らに差し出された二十名の「歩卒」とは、二本松藩の時以来の「台場付ノ足軽」のことで、滝沢研三に率いられることになった。⁽³⁷⁾

では、滝沢研三と足軽らの動向をしばらく追ってみよう。足軽らは、「館山マデ砲車輓夫トシテ」従うことになったが、⁽³⁸⁾ 実際には遊撃隊ら旧幕臣と請西・飯野・安房勝山の諸藩からの脱藩者など、総勢二百名

余りに編入され、館山湾に停泊した旧幕府軍艦に乗り、閏四月十二日に真鶴港に着いた。その後は、箱根などで新政府軍と戦闘を繰り広げるが敗走し、網代港から出港して、閏四月二十八日に館山湾に立ち戻った。そして、請西藩の主従や旧幕臣の一部は、海路、奥州へ向かうが、その他の前橋・飯野などの諸藩の家臣の多くは帰藩した。⁽³⁹⁾

後述するように、旧幕府軍らによる富津陣屋の占拠は、五日間で終わり、再び前橋藩家臣が詰めていた。陣屋に戻った滝沢研三は、六月四日に望陀郡横田村で起こった、富津・三本松両陣屋詰の前橋藩家臣と旧幕府軍らとの戦闘に参加し、「我軍ヲ援ケテ奮闘」した。⁽⁴⁰⁾この時点では、前橋藩は「脱走」して帰藩した滝沢研三をそのまま受け入れていたのである。すなわち、滝沢研三も「台場付足軽」と同様に、陣屋を包囲された段階で、やむなく「脱走」という形にして旧幕府軍らと同行させたと行ってよい。それゆえに「脱走」にもかかわらず、帰藩しても前橋藩としては何の咎めもしなかったのである。

ところが、六月八日になって、新政府軍の軍監矢野安太夫、及び筑前藩家臣が、海路、富津に上陸し、佐貫に着陣した。そして、前橋(富津陣屋)・勝山・飯野の諸藩に対して、旧幕府軍や請西藩主らに「為加勢差出候人数」のうち帰藩している者について、取り調べを行なった。その結果、責任をとって、前橋藩の白井宣左衛門、及び飯野・勝山両藩の陣屋詰家臣各二名が切腹し、六月十二日に軍監矢野らがそれらの首実検を行なった。⁽⁴¹⁾同じ十二日に、前橋藩は、滝沢研三を「閏

四月四日脱走、人見勝太郎隊中ニ加り、箱根ニテ因州軍監中井範五郎ヲ組伏候者」と「罪状」を付けて軍監矢野に「指出」した。⁽⁴²⁾新政府軍の軍監中井範五郎は、箱根で旧幕臣人見勝太郎配下とされる者に殺害されており、滝沢研三はこれに加担したと見なされ、軍監矢野のもとで処刑されたものと思われる。

一方、前橋藩は、帰村していた「新抱郷兵」の探索も行い、二名を捕らえたが、後は「逃去」ってしまった。この二名を佐貫に在陣する軍監矢野に「指出」したが、「富津陣屋詰家来へ御預」となり、逃亡した残りの者たちの探索を命じられ、召し捕らえ次第、新政府の「大総督府」に報告することとされた。⁽⁴⁴⁾六月二十一・二十二日の探索で「新抱郷兵」十二名を捕らえ、さらに七月五日に四名、同月二十七日に一名を捕らえ、これらの者の処置について新政府に伺いをたてたところ、「帰家之上謹慎仕、職業ハ為相勵置候様可仕」と返答があり、事実上の赦免となった。⁽⁴⁵⁾さらに九月二十三日に同藩は新政府に「新抱郷兵」二十名のうち、「多田七之助」だけが見つからず、生死もわからないとし、謹慎の上「帰家」「家稼ハ為致置候」十九名について赦免を願ひ出た。「願之通御聞濟相成候事」と返答があり、⁽⁴⁶⁾これにより行方不明の一名の探索も事実上、取り止めとなり、十九名も正式に赦免されたのである。

ではなぜ新政府は、滝沢研三を処刑し、一方で「新抱郷兵」(台場付足軽)は赦免したのであろうか。滝沢は、第一に下級とはいえ、も

とも前橋藩の家臣であったこと、第二に富津陣屋詰家臣の上層部として、やむをえず形式的に「脱走」させたものの、それを新政府軍に説明する論理を持たず、滝沢の自発的な「脱走」とせざるをえなかったこと、第三に「脱走」中に箱根で新政府軍の軍監を組み伏せて、殺害に加担したと見なされたこと、この最後の点が処刑の最大の理由と思われる。

「新抱郷兵」はどうであろうか。彼らは、帯刀を許され、扶持を与えられた武士身分ではあるが、「兼テ百姓人別」「富津村元百姓」であり、⁽⁴⁸⁾前述のように普段は富津村に在住して、一か月に十日ほど陣屋に詰めて「御鉄炮打」を行なう程度であった。しかも、新政府軍への上申には、職名を「富津表新抱郷兵」として、新たに召し抱えたかのように記している。さらに旧幕府軍らの要求に、館山まで大砲を引くため人足としてやむをえず「貸遣」した⁽⁴⁹⁾だけとして、あくまでも旧幕府軍らに同調したのではないことを強調している。そのため、新政府としても、帰村して「家稼」に出精する、つまり百姓身分に戻すことで赦免したものと考えられる。

さて、行論を前橋藩が富津陣屋を旧幕府軍らに明け渡した慶応四年閏四月四日にもどして、陣屋と房総分領の動向を見てみよう。旧幕府軍らは、陣屋を引き渡された際、大砲六門、小銃十挺、「金五百圓」、⁽⁵⁰⁾糧米若干を前橋藩から得た。そして、富津村を中心とする「富津領」の村々にあてて次のような触書を出した。⁽⁵¹⁾

今般当富津表江大人數罷越候義者、大和守家来之もの共心得違之廉有之候⁽⁵²⁾徳川忠義之人々終を生し、や、もすれハ一同打揃富津表陣屋を攻め落し可申杯と、物さわかしく候故、風度いたし候手違より、百姓共迄難儀いたし候次第三至り候てハ誠ニ不便ニ付、百姓其迷惑ニ及ひ不申候様取計之ため、陣屋役人江談判之上、陣屋并領地共徳川義軍府江預り候故ニ有之候ニ付、銘々心得違無之、一同穏便ニいたし家業骨折可申、万々一難義多き乱妨人等有之候ハ、悉く取静メ遣し可申候ニ付、一同安心聊無掛念家業可致候事一、義軍府之役人ハ一同、百姓ハ我が子之如くおもひ、万端難義不致候様取計候義ニ付、是迄小前之もの共一同難義之廉有之候ハ、逸々申出可申、⁽⁵³⁾早々取除遣し可申候間、聊無遠慮書附ニ致し、或ハ書面ニ認兼候ものハ口上ニて義軍府役人江可申出事

一、親ニ孝行いたし家業ニ骨折候ものハ、国の宝とも可申候ニ付、沢山右様之人出来候様、銘々ハ勿論、村役人ニ至る迄精々心掛ケ可申、屹度褒美可遣、就而ハ毎年四度ツ、取調、役人々さし出させ候ニ付、一同厚く心掛ケ可申候事

一、百姓共一同之ためニ相成り、村方之利潤ニ候事ハ無遠慮可申出、是又早々取調之上ゆるし遣し可申事

右之通り村々役人共々小前末々迄も早々無淺様可申論、猶此外追々触達可申候事

（慶応四年）
辰閏四月

徳川義軍府

富津領

村々

役人共江

御口達

村内老て妻なきもの并夫なきもの、子なきもの、親兄弟なき者人も、盲人尔て頼之少なく、或ハ片輪等極貧^ルて其日暮兼候難渋^ル之ものハ何様ニも御救助被成下置候ニ付、村々厚相心得早々取調書上可申旨被仰渡候、尤も遊随^付耽ケ難義致し候ものハ御救助ハ扱置、却而嚴重可 仰付候間、此段役人共能々可申諭旨、是又被 仰渡候ニ付御達申候、已上

前文同月

一、村々役人共御用被仰付候ニ付、当組合明六日三判持参ニ而富津会所江御出席可被成候、天羽郡竹ヶ岡組十ヶ村、明後七日同様御出可被成候、此段当村々可申達旨被仰候ニ付御通達申上候、已上

小久保村 ㊦

岩瀬村 ㊦

大和田村 ㊦

千種新田村 ㊦

留り村々御返可被下候、已上

この触書は、後半の「御口達」も含めて、旧幕府軍らが自称する

「徳川義軍府」から「富津領」の村々に出されたものである。引用史料の末尾近くの傍線部分に「明六日」「明後七日」とあることから、慶応四年閏四月五日（陣屋を占拠した翌日）に発せられたことがわかる。内容は、前橋藩に替わって富津陣屋と領地を預かることになったが、通常通り安心して「家業」に尽力することを説き、「難義之廉」があるならば遠慮なく申し出ることなど、領民を懐柔して人心の掌握に努めようとする姿勢に貫かれている。また、親孝行で、家業に専念する者を「毎年四度ツ、取調」などあつて、彼らとしては長期間にわたる領地の支配を想定していたことがわかる。

しかしながら、富津陣屋を占拠した旧幕府軍らは、千葉方面から江戸湾沿岸を南下してくる新政府軍を迎え撃つために、その一部（撤兵隊）が閏四月四日または五日に、富津を発つて北上していった。一方、旧幕臣の「遊撃隊」と請西藩主従らは、滝沢研三や「新抱郷兵」二十名とともに、触書を出した閏四月五日に館山を目指して早くも富津陣屋を出発した。陣屋には、旧幕府軍らと行動を共にしていた佐貫藩家臣ら百人ほどが残って警備をしたが、北上していった「撤兵隊」敗北の知らせを聞いて、彼らも閏四月八日に陣屋を「一同俄二退散」していった。こうして、旧幕府軍らによる富津陣屋の占拠は、当初の想定に反してわずか五日で終わり、再び前橋藩家臣が陣屋に入ったのである。

富津陣屋を引き払った佐貫藩家臣は帰藩し、藩主と家臣は新政府軍

に恭順の意を示すために城を出て城下の寺院などで謹慎の姿勢を示した。一方、新政府軍は閏四月十四日に佐貫城に入り、佐貫藩領に触書を出した。⁽³⁶⁾そこには、房総での旧幕府軍の敗北の様子を記し、「賊徒ニ与シ」た藩主と家臣に城下の寺院での謹慎を申し渡したので、「農商ニオイテハ決メ動揺致スヘカラス」とあり、さらに旧幕府軍が発した触書に惑わされないように命じた。閏四月十七日に新政府軍は、下総佐倉藩に佐貫城を預けて領内の取締りを命じ、撤収した。⁽³⁷⁾

五月にはいると、旧幕府軍が再び前橋藩領の木更津村に集結を始めた。⁽³⁸⁾これに対して、新政府軍が近在の諸藩に総攻撃のための出兵を命じたとみえ、緊迫した事態の中で、富津村など前橋藩領の五か村から、次のような願書が前橋藩の代官所に提出された。⁽³⁹⁾

乍恐以書付奉歎願候

富津村外四ヶ村役人一同奉申上候、当今大變之御時勢相成 御大名様ニ而者夫々御家々々之御高慮被為在候義者格別、当 御殿様ニ而者素々御家柄御深意之御周旋・御配慮被為遊候御儀与奉恐察候、斯而戰爭之御時節無余儀御場合々之御儀与者可有御座候得共、江戸表始田舎ニ而も夫々場所柄ニ寄、在町共焼打度々有之風聞承知仕候、此度万一木更津弥御打入ニ相成候得者、同所市中御焼払相成候哉与も乍恐奉存候、右様相成候而者木更津逆も元々御同領ニ有之、同村之義も両三年前大火災後、時節柄未々家作揃ニも不相成内、殊ニ同所数百軒、人別数百人湧乱騒働中、老人・小

兒其外無罪之者共夥敷怪我人、死亡等ニ至り可申哉、木更津一村一時眼前相潰レ可申次第如何ニも歎ケ敷奉存候間、右次第ヲ以同村役人江篤与及談示、同所役人々同所御屯集之御役人様江歎訴為仕、以来御暴発無之様、兼而從 御公迎被 仰出候御鎮靜之御主意、御平穩相立候様願上候様為仕度奉存候間、何卒格別之以 御慈悲 御三家様御一同木更津表御出勢之御儀、暫時御猶予被成下置候様一同奉歎願候、以上

(慶応四年) 辰五月

富津

新井

西川

川名

篠部

御代官

右五ヶ村役人

御役所

願書では、まず、現在の情勢の中で、藩ごとに深く考えた判断がそれぞれにあり、前橋藩もその高い家柄から旧幕府・新政府との関係で「御配慮」もあるとする。戦争なのでしかたのないことかもしれないが、江戸を始め、「田舎」「在町」でも焼き討ちとなる風聞を聞いていゝる。もし、木更津に新政府方が攻め込んだならば市中を焼き払うことも予想される。木更津村は同じ前橋藩領であり、多くの村民が死傷するだろう。そこで、富津村など五か村の村役人が木更津村の村役人に

相談し、彼らが、結集している旧幕府軍に「歎訴」し、「御暴発」の
ないようにさせたい。かねて新政府は、「御鎮静之御主意」であるの
で、平穩に収まるようにしたいと考えるので、「御三家様」に木更津
村への出兵・攻撃をしばらく猶予してもらいたいというのである。

まず、木更津村への攻撃を命じられた「御三家」とは、当時の情勢
から佐倉・飯野両藩と前橋藩と推定できる。⁽⁶⁰⁾この願書で注目したい点
は、第一に富津村など五か村では、旧幕府軍への加担の仕方に、藩に
よって程度の差があることを十分に認識していることである。第二に
旧幕府軍との戦闘で木更津村が焼き討ちとなって多くの村民が死傷す
ることを何よりも恐れていることである。閏四月三日に新政府軍と旧
幕府軍との間の戦闘で、下総国葛飾郡の船橋宿と市川宿で多くの家屋
が焼失したことなどの情報を得ていたものと思われる。そのために第
三の点として、木更津村の村役人を通じて旧幕府軍に「歎訴」して
「暴発」を防ぐという「平穩」な方法を提起していることである。こ
れは先に旧幕府軍に包囲された富津陣屋から前橋藩の家臣が退去した
おかげで、富津村などが戦火からまぬがれたという経験も活きている
ものと考えられる。地域を戦火から守るために、村役人層が積極的に
「平穩」な方法を提起していることが注目される。

また、願書の中で、木更津村に集まった旧幕府軍を「御屯集之御役
人様」と敬称で呼んでおり、新政府軍（新政府方に旗幟を鮮明にした
前橋藩・佐倉藩などを含む）と旧幕府軍とをほぼ並列に見なしている

のである。新政府軍と旧幕府軍との戦闘を為政者どうしの争いとして、
やや距離を置いてとらえているのであり、それにもかかわらず、戦火
を被るのは地域の村や「在町」であると感じているのであった。この願
書を前橋藩がどう受けとめたかは不明であるが、富津陣屋の前橋藩家
臣は、木更津村への攻撃には加わらなかつた模様である。佐倉藩の木
更津村への「討入」の様子を示すために、同藩から新政府への届書を
掲げる。⁽⁶²⁾

（前略）上総国木更津辺へ賊徒出沒、民心ヲ惱候ニ付、相模守（佐
倉藩主・堀田正倫）在所佐倉表ヨリ、同（五月）廿日増人数差出、
翌廿一日夜、兼テ佐貫表出張之人数ト登戸村（現・千葉市）ニテ
合併、乗船ニテ同廿二日曉木更津討入之手筈ニ候処、（中略）上
陸手間取、昼九時同所（奈良輪村）ニテ手分発足、敵地（木更津
村）之様子探索之処、農民ヲ集メ防戦之手当罷在候趣ニ付、口々
ヨリ大小砲攻撃之処、応砲モ無之、町方之者共荷物等取片付、狼
狽罷在候休ニ付、放火之儀見合、一同進入、軒別探索為仕候処、
右廿二日朝四時頃、夫々俄ニ姿ヲ替逃去候旨申聞候、（中略）其
後木更津滞陣罷在、近傍探索仕候処、賊徒潜伏之様子モ無之付、
追追佐貫城へ人数不殘進入、

この史料から注目されることは、攻撃命令を受けた三藩のうちで木
更津村に入ったのは、佐倉藩のみであり、前橋・飯野両藩は積極的
には動いていないことである。そして、旧幕府軍は、佐倉藩が進入す

る直前に逃げ去っていた。「応砲」もなく「町方之者共」が狼狽している様子なので、放火を見合させたとある。逆に言えば、村内から何らかの抵抗があれば、町屋に放火して焼き払うという選択肢があったということがわかる。

前橋藩は、佐倉藩家臣が佐貫城へ入ったあと、木更津村に行ったものと思われ、遅くとも六月二日には木更津村の北隣で同じく領地である吾妻村に「出張」しており、木更津村の者とも連絡をとっていたのである。⁽⁶³⁾

第三節 富津陣屋・台場の廃止

三藩による木更津村への総攻撃が取り沙汰されていた頃、前橋藩は、領地の支配機構の改変を行なった。これに関して藩からの触書の冒頭部分を掲げる。⁽⁶⁴⁾

今般衆民之為、沢民所御取立之御趣意者是迄之形合ニ不拘、成丈簡弁ニ事をなし、下も難儀不相成様、亦下もニおゐて茂是迄之弊風ヲ改、質朴之風儀相成候様ニと深 御心労被遊、御領中末々迄御趣意貫徹致し候様被遊度御厚き 御意、偏ニ民愛之 御深慮奉感戴候事ニ有之候、抑 朝政御一新之儀者 皇国一体ニ及ほし候訳ニ候、凡者藩々各国政之旧習を打破し、簡易質略之古風に復、政を可取建者乍勿論、当 御家之儀ハ上州全国御鎮撫之御大

任を被為蒙候上者、猶更速ニ御趣旨之実効不相頭候半而者不相濟儀ニ有之、御膝元者勿論隔地御領分之儀も同様之義ニ有之、依而八政法之民ニ害する條有ん欵と旧習を御掛念被遊、今般御国表ヲ始民政御変革被 仰出、簡易之御法を被為建、都而沢民所ニおゐて一手之取扱ニ被 仰付、差向別紙之條々御改革相成、此上幾重ニ茂民之為ニとの 御仁慮御厚き事ニ被為在候得者、小前末々まで実直ニ御趣意相弁、(後略)

この史料は年月日を欠いているが、引用文中に「当 御家之儀ハ上州全国御鎮撫之御大任を被為蒙候上者」とあり、前橋藩主が新政府から「上野全国御鎮撫」を命じられたのが、慶応四年五月六日なので、この触書も五月に出されたものと思われる。内容は、「朝政御一新」に際して、分領を含む領地の支配機構の簡素化を断行し、新設の沢民所ですべてを取り扱うこととした。具体的には、①村々から郡代所・小代官所・郷目付に出していた諸願・訴はすべて沢民所へ出すこと、②年貢米の取り立てに藩役人を村々へ出張させることを止め、原則として村々に任せること、③年貢の金納分は、今後は沢民所に差し出すこと、④藩役人が領内におもむく際、役人の上下に関わりなく、昼代銭二六四文、泊代銭六三二文を支給するので、一汁一菜の有り合わせの品で手軽な賄いとする。このようにして、幕府が倒壊し、新政府が樹立されたことに合わせて、支配機構の簡素化を中心に改変が行われたのである。⁽⁶⁶⁾

六月十五日には、自刃した房総町在奉行兼房総勘定奉行の白井宣左衛門の後任として牧齋太郎が任命された⁽⁶⁷⁾。その後、七月二十二日付で、前橋藩家臣が新政府に伺書を提出した⁽⁶⁸⁾。そこには、上総国の分領には、三本松と富津の二か所に陣屋があり、それらは前橋から遠く離れており、人数の配置に苦慮しているため、富津陣屋を「置置」いて、その人数を三本松陣屋に集めてよいかとあった。同藩としては、この段階ですでに富津陣屋を閉鎖することを望んでいたのである。

閉鎖の許可が出ないままに、八月八日には、新政府から、富津陣屋詰の家臣の一部を佐貫城に移し、佐倉藩に替わって「警衛」をすることを命じられた⁽⁶⁹⁾。同月十三日には、富津陣屋詰の家臣が佐倉藩から佐貫城と武器類を引き継いで、佐貫城の「警衛」の任に着き、十五日付で、重ねて家臣が不足していることを理由に富津陣屋の「引払」を伺い出た⁽⁷⁰⁾。それでも許可が下りなかったと見え、八月二十五日付で前橋藩は、富津陣屋の家臣を残らず佐貫城の「警衛」に向けることを届け出た⁽⁷¹⁾。このように既成事実を積み重ねた上で、九月三日付で、富津陣屋から家臣が佐貫城へ引き揚げた場合、陣屋が「事変之節、空虚ニ付、却テ賊之為奪掠被致候哉モ難計」という理由から、陣屋を「取払」ことを新政府に届け出たのである⁽⁷²⁾。許可を伺い出るのはなく、「届出」で断行しようという前橋藩の強い姿勢を見ることができよう。実際には、同藩の城付領近辺や東北地方での戊辰戦争の展開の中で、遠く富津・佐貫・三本松に多くの家臣を配置する余裕はなかったのである。

前橋藩房総分領と富津陣屋の終焉(筑紫)

こうして新政府の確実な許可が出ないまま、いわば黙認に近い形で、富津陣屋は九月の初めに「取払」ということになった。

同藩の陣屋「取払」の姿勢の中で、陣屋元の富津村から動きが出てきた。名主の嘉右衛門が陣屋や台場の今後の使用について、藩に次のような内願をした⁽⁷³⁾。

乍恐以書付奉内願候口上之覚

今般当御陣屋御時節柄御形勢御模様にて、佐貫御城内江御詰合様御引移被遊御座候御跡、御陣屋御取払ニも可相成哉之風聞も有之候ニ付、若又右様相成候義被為在候ハ、村方為筋等之義ニ付存寄も有之、甚恐入候へども、万分之一之御冥加献金百両奉差上、右御陣屋御家作、只今有形之俣、皆地とも頂戴被仰付被成下置度奉願上候、勿論右皆地反別一反ニ付永百文ツ、御冥加年々奉上納度は又奉願上候、且又御台場之義者如何相成候哉、御模様も不奉承知候得共、難船救助之為、当浦へ常燈明取立任度志願も有之、右ニ付其俣御差置相成候義ニ候ハ、恐多御儀ニ候得共、御内拝借被仰付成下置度、此段共ニ奉願上候、前文之願意奉対 御上様、御威令ニ相響キ何とも忝成御願重々至極奉恐入候へ共、此節柄、沢民所御取立、猶難有御政事御一新言路を被為御開、感戴之余り不顧恐奉申上候段、何卒御寛宥被成下置、御垂隣御聞済之程深ク奉願上候、以上

(慶応四年)
辰九月六日

富津村

名主 嘉右衛門

願書の要点は、第一に陣屋の家作をそのまま敷地と共に払い下げてほしい。冥加献金として百両、敷地は毎年、一反について百文の冥加永を上納する。第二に台場はそのまま「拝借」して海難防止のための「常燈明」を建てたいというものである。この願書は、すぐに藩で検討されたのみえ、九月十一日付で次のような請書が富津村の名主から「沢民御役所」へ提出された。⁽⁷⁴⁾

奉差上御請書之事

此度佐貫城御警衛被為蒙 仰候ニ付、御人数佐貫表へ被遊御引上ケ、富津御陣屋之儀者、御役所丈ケ其俣御差置、余ハ御取崩相成候ニ付、外御囲ひ并御長屋不残村方江被下置、早々取片付候様被 仰付候ニ付、両三日之内取片付候様可仕候、且又敷地之義者村方江御渡被成下候ニ付、追々田畑ニ起返候様被 仰付、重々難有仕合奉存候、然上ハ精々起返し御取箇相付候様可仕候、依之御請奉差上候、以上

慶応四辰年九月十一日

富津村

名主

嘉右衛門[㊦]

大物代

磯崎源右衛門[㊦]

沢民

御役所

この史料は、藩からの指示を承諾する旨の請書である。陣屋の本陣と思われる「御役所」は残すが、それ以外は取り崩すとし、陣屋地の外側の堀や家臣が生活した「御長屋」は村に払い下げ、これらを「取片付」とあることから、陣屋の敷地以外に移築、または解体して材木を他で再利用させたと思われる。構造物は二、三日で撤去し、この敷地は村方に渡すので、いずれ耕作して田畑とし、年貢を上納できるようにするとしている。前掲の名主の内願と比べると、敷地内の家作をそのまま使用することが認められず、敷地についても少額の冥加永ではなく、田畑にして正式な年貢を賦課するというものであった。⁽⁷⁵⁾ こうして陣屋は九月の半ば、または後半に短期間で取り壊されたのである。⁽⁷⁶⁾ さて、富津陣屋を引き払った前橋藩の家臣らは、多くが佐貫城の「警衛」に着き、一部は江戸や前橋に向かったと思われる。九月末に同藩は、佐貫城下の寺院などで謹慎中の佐貫藩主従の赦免を求める願書を新政府に提出した。⁽⁷⁷⁾ 十月七日に新政府は、天皇の東京への移動を理由に恩赦として佐貫藩主らの謹慎を解いて帰城を許し、これにより、前橋藩家臣は十二日に城を引き渡し、翌十三日に三本松陣屋へ引き揚げた。⁽⁷⁸⁾

この間、十月十日付で、前橋藩の房総分領四四六八〇石余は上知され、代知として上野国勢多・碓井・群馬の三郡内で四四五三〇石余が与えられた。⁽⁷⁹⁾ 同日付で旧富津陣屋周辺の富津・新井・西川・篠部・川名・人見などの諸村は、飯野藩領となり、十一月に同藩が村々を受け

取った⁽⁸⁰⁾。このように前橋藩房総分領は消滅したわけだが、富津村から前橋藩の沢民役所に次のような願書が提出された⁽⁸¹⁾。

乍恐以書付奉願上候

御陣屋敷地

周准郡

一、壹町貳反三畝拾四歩半

富津村

壹畝廿歩

八幡宮社地

内 壹反壹畝歩

織本徳助拝領地

右富津村役人奉申上候、御陣屋鋪地之内、前書之通永除地ニ被成下置候様奉願上候、尤も跡有地之義者村役人共ニ而精々丹精仕、御田地ニ起返シ、追而⁽⁸¹⁾永御上納相成候様可仕候間、右願之通御聞濟被成下置候ハ、広太之御仁恵与難有仕合奉存候、以上

明治元辰年十月

富津村

百姓代 七郎兵衛

組頭 徳左衛門

名主 嘉右衛門

沢民

大惣代 磯崎源右衛門

御役所

この史料は、陣屋跡地のうち、「八幡宮社地」と「織本徳助拝領地⁽⁸²⁾」の永除地を願い出たものである。日付は「明治元辰年十月」とあるが、願書の添書に「右之通、改書上、平出滋太様江於い光寺上ル、同年十一月十一日也」とあり、富津村の医光寺で、領地引き渡しの際の残務処理

前橋藩房総分領と富津陣屋の終焉(筑紫)

にあたる前橋藩沢民役所の平出滋太に十一月十一日に提出されたのであった。このようなぎりぎりの時期に出された永除地願は認められたのであろうか。翌明治二年(一八六九)になって、富津村の領主の飯野藩は陣屋跡地の検地を実施し、次のような文書を織本徳助に発行した⁽⁸³⁾。

覚

織本徳輔

富津村陣屋敷地跡、別紙検地帳之通、其元江被下置候間、以来進退可被致候、尤取納等之儀如従前相納可被申候、

(明治二年) 巳五月

検地後の陣屋跡地を織本徳助に与え、年貢上納を指示している。註(82)で述べたように当時の織本徳助は、飯野藩家臣として武士身分であり、そのために代々の名主の家系にも関わらず、本人は名主にはななかつた。では、飯野藩が織本徳助に陣屋跡地を「被下置候」という実態はどうだったのであろうか。この点を見るために陣屋跡地の検地帳を抜粋して掲げる⁽⁸⁴⁾。

(表紙略)

富津陣屋跡皆畑検地

芝地壹ヶ所八幡社有

一、長拾間

横六間

二畝歩

○壹番

橋本条右衛門⑧

一、長拾貳間
横八間

三畝六歩

○貳番

一、長拾貳間
横九間

三畝拾八歩

(中略)

七拾三番

一、長八間
横六間

壹畝拾八歩

メ壹町九反九畝九歩

織本徳輔持

内

無印分 字佐貫道西之方

壹町貳反三畝拾五歩

陣屋敷起返り

此取米八斗七升五合

○印分 字陣屋跡

七反五畝廿四歩

此取米六斗八升貳合貳夕 皆畑見取場 反九升取

右之通、地所相改候間、御取箇當巳年を被 仰付候、以上

明治二己巳年六月

山田 縣 印

青木理右衛門印

この史料から注目したいことは、第一に飯野藩は陣屋跡地をすべて畑、もしくは畑と見なしたということである。一町二反三畝十五歩が耕地になったと見なされて低率ではあるが、正式に米で八斗七升五合の年貢を賦課された。残りの七反五畝二十四歩は畑で見取場とされて一反あたり米九升の年貢が賦課されたのである。

第二に「陣屋敷起返り」として年貢を賦課された一町二反三畝十五歩は、前掲の明治元年十月付の永除地願の「御陣屋敷地」一町二反三畝十四歩半とほぼ一致し、同じ場所とみてよいであろう。また、検地帳の第一筆目の「芝地壹ヶ所八幡社有」の二畝歩も、永除地願の「八幡宮社地」一畝二十歩ともほぼ一致し、同じ場所を指していると言つてよい。すなわち、明治元年の永除地願はすべて認められずに、年貢が賦課された。加えて、畑見取場の七反五畝二十四歩が年貢の対象となったのである。

第三に「織本徳輔持」の一町九反九畝九歩は、検地帳に記載されている以上、織本徳助の所持地であり、一方、織本徳助は検地帳に名が記載されているが、百姓身分ではなく、藩の要職を勤める武士身分である。この矛盾は、身分制の解体期における境界的な状況とみられ、徳助が富津陣屋跡地での経営をまかされ、年貢上納を請け負うような形がとられたものと考えられる。こうして、富津陣屋の跡地からは、明治二年より米納年貢が飯野藩に納められることになったのである。

では、富津台場はどうなったのであろうか。年月日を欠いているが、慶応四年九月以後、同年末までに富津村の村役人から提出された願書には次のようにある。⁽⁸⁵⁾

富津村々役人一同奉申上候、村方字下洲浜之儀ハ、御賢覽之通り一面平砂之場所ニ有之、旧御台場御取崩シ相成候場所、少々小高く土手様ニ相成候所、是ヨリ追々及丹精草木植立山形ニ拵立、漁師共日々出漁沖合働駆引手都合目当ニ便利シ、且又婦漁或ハ夜漁等ノ節、少々遅刻相成候とも自浦目当ニ都合能安心候間、右場所格別之御仁恵ヲ以テ村方へ頂戴被仰付度、付而者右場所為冥加、年々永二百五十文ツ、奉上納度、此段共ニ奉願上候、(後略)

願書のとおり富津台場跡地が村に下げ渡されたかは不明である。しかし、注目したいのは引用文の前半である。すなわち、この願書が出された時点(慶応四年九月六日から十二月末まで)では、「字下洲浜」の富津台場はすでに取り崩されており、そこは「少々小高く土手様」な状態になっていることである。時期からみて、前橋藩が富津陣屋を取り壊した九月か、あるいは領地替となった十月に、富津台場を取り崩したものと考える。

結語にかえて

最後に本稿で新たに判明したことを列記してまとめたい。

前橋藩房総分領と富津陣屋の終焉(筑紫)

(1) 富津陣屋・台場に詰めた諸藩には、それまで十数年間にわたり陣屋周辺に「政事向私領同様」預地が与えられてきたが、前橋藩の場合には領地が与えられた。

(2) 富津での陣屋受け取りの経過を見ると、これまで陣屋・台場の引き渡しは慶応三年(一八六七)五月二十六日とされていたが、実際には延期されて六月の前半に行なわれた。

(3) 前橋藩の富津陣屋には、富津村の二十名の村民が、足軽として武士身分で召し抱えられ、鉄砲訓練などを行なった。これに影響されたとと思われるが、富津村の名主が陣屋近隣の村々から三百人の郷足軽を召し抱えることを出願した。ここには、治安の悪化や戦火から、自らの手で地域を守ろうという意識をうかがうことができる。

(4) 陣屋周辺の戊辰戦争の過程で、二十名余の前橋藩陣屋詰家臣が、旧幕府軍らに同行し、箱根などで戦火を交えたが敗走して帰藩した。前橋藩としては、旧幕府軍によって陣屋を包囲された中でやむをえずに同行させた(「脱走」させた)のであった。しかし、このうちの下級家臣一名は新政府軍の軍監殺害に加担したとして処刑され、残りは富津村の「元百姓」の足軽ということで百姓身分にもどされ、後に赦免された。

(5) 富津陣屋を占拠した旧幕府軍らは、戦況が悪化してわずか五日間で陣屋を明け渡したが、当初は陣屋を拠点にして長期間にわたる領地支配を想定していた。

(6) 慶応四年五月に、旧幕府軍らが前橋藩領の木更津村に再結集し、新政府軍は、佐倉・前橋・飯野の三藩に木更津村への総攻撃を命じた。これに対して、富津村など五か村の村役人は、戦鬪を為政者どうしの争いとして、旧幕府軍と新政府軍を並列に見なした上で、地域を戦火から守るために「平穩」な解決方法を出願した。一方、木更津村に進攻した佐倉藩には、手に余れば同村を焼き払うという計画があった。

(7) 同じ五月に前橋藩は、分領を含む領地支配の機構改変(簡素化)を行い、村々からの願書は、新設した沢民所(沢民役所)で一手に受け付けるなどとした。

(8) 前橋藩は、七月末には富津陣屋を閉鎖し、房総分領の支配拠点を三本松陣屋に一本化する意向を持っていた。それ以降の陣屋取り壊しまでの経過を見ると、九月の半ば、または後半に短期間で取り壊されたと推定できる。

(9) 慶応四年十月に富津村などの領主となった飯野藩は、翌明治二年に富津陣屋跡地の検地を行ない、この土地を畑、もしくは畑と見なして米納年貢を賦課し、同藩家臣の織本徳助に経営をまかせて、年貢の納入を請け負わせた。一方、富津台場は、慶応四年の九月か十月には取り崩されて、小高い土手ようになった。

以上、限られた史料から、前橋藩房総分領とその支配拠点の一つであった富津陣屋・台場について、未知の事柄を叙述してきた。なお、海防陣屋としての富津陣屋の建設については別稿⁽⁸⁶⁾に譲りたい。

注

(1) 『千葉県富津市・富津陣屋跡発掘報告書』(松本勝執筆、財団法人君津郡市文化財センター、一九九七年三月)。松本勝「江川家文書の富津陣屋・台場絵図面について」(『研究紀要Ⅹ』財団法人君津郡市文化財センター、二〇〇二年三月)。

(2) 「江戸湾沿岸警備の基礎的考察」(『市原地方史研究』一二号、千葉県市原市教育委員会、一九八二年三月)、「白河藩の江戸湾警備と分領支配(上)」(『三浦古文化』四六号、一九八九年十一月)、「江戸湾防備政策の展開と民衆の論理」(『関東近世史研究』三〇号、一九九一年六月)、「陸奥二本松藩の江戸湾防備と預地」(『千葉県史研究』創刊号、千葉県、一九九三年二月)など。

(3) 『木更津市史』千葉県木更津市、一九七二年十一月。

(4) 『富津市史 通史』千葉県富津市、一九八二年三月。

(5) 『前橋市史 第二巻』群馬県前橋市、一九七三年八月。

(6) 註(2)の『千葉県史研究』所収拙稿。

(7) 註(2)の『市原地方史研究』所収拙稿の表1。「橋藩私史」(『前橋市史 第六巻 資料編1』(前橋市、一九八五年二月)一一〇五・一一〇六頁。なお、明和四年(一七六七)以降、文久三年(一八六三)十二月(幕府が前橋城の再建を許可)まで、または慶応三年(一八六七)三月(前橋城竣工、藩主帰城)までは川越藩と称すべきであるが、本稿では煩い避けて前橋藩に表記を統一した。

(8) 富津市富津 織本家文書「乍恐以書付奉願上候」(慶応三年三月)(史料番号：D-23-51)。なお、この史料は、無印で写書または控書であり、提出先は「上」とある。実際に提出されたかは不明であるが、預地村々

の認識を理解することは可能であろう。

- (9) この時の願書(安政六年十一月付)は、『富津市史 史料集一』(富津市、一九七九年十一月)(五三二・五三三頁)に掲載されている。
- (10) 織本家文書「上総国富津村小漁船運上其外年季切替伺書」(安政六年十一月)(D-514)。
- (11) 織本家文書「子御年貢可納割附之事」(元治元年十一月)。
- (12) 服藤弘司『大名預所の研究』(創文社、一九八二年二月)二九六頁。
- (13) 『千葉県の歴史 資料編 近世3(上総1)』(千葉県、二〇〇一年三月)三六二号史料。なお、同書では、当該資料の作成年(卯六月)を安政二年と比定している。富津村が預地であったのは嘉永七年十一月から慶応三年三月の間で、その間の卯年は安政二年と慶応三年である。しかし、文中に「御預地御請持中」「拾ヶ年之間」とあり、約十年にわたって預地を同一藩が支配したのは、二本松藩だけであることから、卯年を慶応三年と比定し、支配替の幕命の後に褒美が与えられたと考えたい。
- (14) 織本家文書「富津古文書 第壹輯」(C-11)には、「松平大和守領分」という記述が頻出し、他にも『復古記 第八冊』(東京大学出版会、一九七五年一月覆刻)(四一五頁など)や『前橋市史 第六卷 資料編1』(二一四頁など)にも「領分」とある。なお、「富津古文書」は、近代になって織本家の当主が、近世の古文書を書き写した編纂物で、原本がすでに失われている物も多いため、貴重な史料となっている。
- (15) 註(2)の『市原地方史研究』所収拙稿。
- (16) この安房分領は、『君津市史 通史』(千葉県君津市、二〇〇一年九月)(三四八頁)によれば、安政元年(一八五四)に与えられた。
- (17) 前橋藩の三本松陣屋を通じた支配態勢については、池田宏樹「上総山

村の支配と村落―川越藩上総分領について―」(千葉歴史学会編『近世房総の社会と文化』高科書店、一九九四年七月)に依拠した。

- (18) 『君津市史 史料集I』(君津市、一九九一年十月)一七八頁。慶応二年六月に武州世直し一揆が起こり、この鎮圧に前橋藩も藩兵を出した。こうした経験もあって房総分領でも農兵取り立てを行ったと思われる。なお、この農兵取り立ては、前橋藩の城付領などでも同時に行われたが、農民の強い反対にあい実行できなかった(『前橋市史 第二卷』二二八九・二二九〇頁)。
- (19) 君津市利根 本吉健次家文書(君津市教育委員会寄託)「富津村出張手控」(慶応三年)の慶応三年五月二十一日の条に、三本松陣屋から家臣十八名と「農兵」六十七名が富津へ出張する予定という記述があり、すべての農兵を引き連れることは考えにくいので、とりあえず七十名以上とされた。
- (20) 『橋藩私史』(『前橋市史 第六卷 資料編1』一一〇五・一一〇六頁)。
- (21) 『前橋市史 第二卷』一三二九頁。
- (22) 富津陣屋・台場の受け取りの経過については、特に断らない限り、次の史料に依拠した。本吉健次家文書(君津市教育委員会寄託)「富津村出張手控」(慶応三年)、同家文書(君津市教育委員会寄託)「富津出張手控」(慶応三年)。
- (23) 『富津出張中手控』は、六月三日で記述が終わっている。「橋藩私史」(『前橋市史 第六卷 資料編1』一一〇五・一一〇六頁)では、五月二十六日に「富津台場ヲ丹羽左京大夫(二本松藩主)ヨリ受取り」とあるが、これは当初の予定をそのまま記載したものであり、その後、延期され、実際の受け取りは六月の前半であることが判明した。

- (23) 『前橋市史 第二巻』一二四三頁の第一二一表。なお、「橋藩私史」(『前橋市史 第六巻 資料編1』一二二〇頁)には、合計九十二名とあるが、この史料は明治期の編纂物のため、同時代の「藩日記」をもとにした数値の方がより正確と考えて採用した。
- (24) 『橋藩私史』(『前橋市史 第六巻 資料編1』一二二〇頁)。
- (25) 織本家文書「御請証文之事」(安政六年九月)(D-23-1)。引用にあたり、貼紙の添書は省略した。
- (26) 冒頭の端裏書に「御暇ニ付戻ス」とあるのは、この再編成の時に、いったん、「御暇」を出す形をとったために、この証文が富津村に返却されたものと思われる。
- (27) 織本家文書「織本氏文書 二」(C-2-10)に収められた「乍恐以書付愚存奉申上候口上之覚」(慶応三年十一月)と「乍恐奉申上候」(慶応四年正月)。「織本氏文書」は、近代になって、織本家の当主が近世の古文書を書き写した編纂物で、原本がすでに失われている物が多い。
- (28) 木更津市高柳 重城家文書(木更津市立図書館蔵)「定」(慶応三年十月)。
- (29) 慶応四年は、九月に明治と改元されるが、本稿では便宜上、年末までを慶応四年として表記を統一する。
- (30) 『橋藩私史』(『前橋市史 第六巻 資料編1』一二二〇頁)。
- (31) 『両総雑記』・『松平直方家記』(復古記 第十冊)(東京大学出版会、一九七五年二月覆刻)九一七〜九二二頁。この史料には、旧幕府軍への近隣諸藩の協力の様子も記載されている。例えば、上総久留里藩は「玄米百俵」、上総鶴牧藩は「米五百俵」、上総飯野藩は「米三百俵、鎗廿筋」を旧幕府軍に渡した。
- (32) 『東海道先鋒記』(復古記 第十冊)九三九頁。
- (33) 『林忠崇手記』(復古記 第十冊)九三七・九三八頁。
- (34) 『橋藩私史』(『前橋市史 第六巻 資料編1』一二二二頁)。
- (35) 『前橋藩記』(復古記 第十冊)三七二頁。
- (36) 『林忠崇手記』(復古記 第十冊)九三八頁)・『橋藩私史』(『前橋市史 第六巻 資料編1』一二二二頁)。当時、「陣屋最寄」に「仮ニ住居」する「家中妻子共」が八百から九百人いた(『前橋藩記』(復古記 第十冊)三七二頁)。このころ幕府は武家の妻子が、江戸の治安悪化を避けて安全と思われる領地におもむくことを許可しており、これにともない一時的に富津陣屋周辺に居住していたのであろう。彼らも、陣屋を明け渡した家臣らと行動を共にしたと思われる。
- (37) 註(34)に同じ。なお、林勲編著『上総国請西藩主 一文字大名 林侯関係資料集』(林栄一発行、一九八八年一月)(六二〇〜六二三頁)には、足軽は「前橋藩士」として二十一名の氏名が書き上げられている。しかし、これは後年の記録であり、慶応四年六月二十九日付の前橋藩の新政府あて伺書には、「為大砲引二十人差出」などある(『前橋藩記』(復古記 第十冊)四四九頁)。ここでは、同時代の史料を重視して二十名の方を採用する。
- (38) 註(34)に同じ。
- (39) 前掲『木更津市史』二四〇〜二六七頁。
- (40) 『橋藩私史』(『前橋市史 第六巻 資料編1』一一三〇頁)・『前橋藩記』(復古記 第十冊)三三三二頁)。
- (41) 『前橋藩記』(復古記 第十冊)三六五・三六六頁)。
- (42) 同右 三六六・三七〇頁。

(43) 「山内豊範家記」・「林忠弘私記」〔復古記 第十冊〕一八三～一八五頁。

(44) 「前橋藩記」〔復古記 第十冊〕三七三・四四九頁。「大総督府」は、新政府の権力機構の一部を指しているが、便宜上、「先鋒総督府」などを含めて、本稿では「新政府（軍）」と表記を統一した。

(45) 同右 四四九～四五二頁。

(46) 同右 七八二頁。なお、前掲『上総国請西藩主 一文字大名 林侯関係資料集』所収の「慶応四年閏四月 真武根陣屋出陣部隊編成表」には、註(37)で触れたように二十一名の足軽の名があり、「行衛不知」、「箱根戦死」が各二名と記されている。しかしながら、この史料は、後年に書写・追記されたものであり、本稿では、実際に探索・捕縛にあたった前橋藩の伺書・願書の方を採用した。

(47) 『復古記 第十冊』に収録された史料には、滝沢研三の身分・役職はいっさい記されていないが、「橋藩私史」〔前橋市史 第六巻 資料編1〕一・二二頁)には、「卒・滝沢研三」とあり、下級の家臣であることがわかる(傍点引用者、以下同じ)。また、同時期ではないが、嘉永五年(一八五二)の前橋藩の「給帳」〔川越市史 史料編 近世I〕(埼玉県川越市、一九七八年十月)六五四頁)には、滝沢姓は一つだけあり、「滝沢佐市」が六石取で「定江戸」の足軽小頭クラスにいる。滝沢研三は、この佐市本人か、その縁者とみられ、いずれにせよ下級の家臣である。

(48) 「前橋藩記」〔復古記 第十冊〕三七一・四五〇頁)

(49) 同右 三七三頁。

(50) 同右 三七一・三七二頁。

(51) 「林忠崇手記」〔復古記 第十冊〕九三七・九三八頁)。

(52) 織本家文書「義軍府触書」(慶応四年閏四月)(D-118)。傍線引用

者、以下同じ。

(53) 「鎮撫日誌」・「林忠崇手記」〔復古記 第十冊〕九三七・九三八・九四〇・九四一頁)。

(54) 「前橋藩記」〔復古記 第十冊〕三七二頁)。

(55) 「前橋藩記」・「総房鎮撫日誌」〔復古記 第十冊〕三七一・九七一・九七九頁)。

(56) 「総房鎮撫日誌」〔復古記 第十冊〕九六九～九七一頁)。

(57) 「総房鎮撫日誌」〔復古記 第十冊〕九七七・九八一頁)。

(58) 「東海道先鋒記」〔復古記 第十冊〕七三頁)。

(59) 織本家文書「乍恐以書付奉歎願候」(慶応四年五月)(D-2311)。

(60) 富津村や木更津村の近辺に居所のある藩、城・陣屋に兵力を置いている藩を見ると、久留里藩は、旧幕府軍への糧米給与をとがめられ、閏四月十日から六月十八日まで城内の武器庫を封印され(「黒田直養家記」〔復古記 第十冊〕九五三・九五四頁)。「本藩記」(同上、九八〇頁)、上総大多喜藩は、旧幕府軍への協力を理由に、閏四月五日から八月二十一日まで主従共に他大名に「御預」とされ(「総房鎮撫日誌」(同上、九四四・九四五頁)・「大多喜藩記」(同上、九七五頁)、鶴牧藩は、旧幕府軍への対応に「不審之事件」があったことを理由に、閏四月二十日から八月二十九日まで藩主が陣屋で謹慎とされ(「総房鎮撫日誌」・「本人家記」(同上、九八二頁)、佐貫藩主従も、前述のように閏四月十四日から領内の寺院などで謹慎し、十月七日になって赦免となる(「本人家記」(同上、九七七頁)というような状態で、これらの諸藩は五月の時点で木更津村への出兵を新政府から命じられる立場にはなかった。一方で、佐倉藩は前述のように佐貫城に家臣を駐留させており、前橋藩も富津陣屋を取り

戻したばかりで、まだ何の処分も受けていない。さらに飯野藩は、閏四月に藩主自らが旧幕府軍に加わって行ってしまった譜西藩の領地取締を命じられ(「総房鎮撫日誌」(同上、九八二・九八三頁)、五月四日付で、新政府に木更津村への旧幕府軍の結集を届け出ており(「東海道先鋒記」(同上、七三頁)、まだ何の処分も受けていない。以上の諸藩以外には近辺にないことから、消去法で「御三家様」を佐倉・前橋・飯野の三藩と推定した。

- (61) 「総房鎮撫日誌」(復古記 第十冊 九四三・九四四・九四八・九四九頁)。
 (62) 「堀田正倫家記」(復古記 第十冊 二二一・二二二頁)。
 (63) 「前橋藩記」(復古記 第十冊 三三二頁)。
 (64) 重城家文書(木更津市立図書館蔵)「覚」(慶応四年)。
 (65) 「江城日誌」(復古記 第十冊 八五頁)。
 (66) 「沢民所」についての記述は「前橋市史」の各巻にはないが、明治二年(一八六九)になって、藩内に「沢民局」という民政関係の部署が設置されており(「前橋市史 第三巻」(前橋市、一九七五年十月)一一八頁)、沢民所はこの前身と見てよいであろう。
 (67) 「橋藩私史」(「前橋市史 第六巻 資料編1」一三三五頁)。
 (68) 「松平直方記」(復古記 第十冊 五九二頁)。
 (69)・(70) 「東征総督記」(復古記 第十冊 六三五頁)。
 (71)・(72) 註(68)に同じ。
 (73) 織本家文書「織本氏文書 二(C-2-10)」に収められた「乍恐以書付奉内願候口上之覚」(慶応四年九月)。
 (74) 本吉健次家文書(君津市教育委員会寄託)「奉差上御請書之事」(慶応

四年九月)。

(75) 一九九六年とその翌年の富津陣屋跡の発掘調査によって、次のようなことが判明した。「陣屋の」建物が建っている状態で、庭や通路といった空間に穴を掘り、不要になった生活用品をまとめて廃棄して埋め戻し、整地している。「(このような行為は)数度にわたって行われていることがわかり、廃棄の最終段階で建物や塀などを解体していることがわかった」(註(1)の「富津陣屋跡発掘調査報告書」)。事前に生活用品などを埋めたのは前橋藩の家臣であるし、「廃棄の最終段階」、建物や塀などの解体・撤去は、この請書の提出後、二、三日のうちに富津村の村民の手によって実行されたのである。

- (76) 「富津市史 通史」(七五〇・七五一頁)では、「富津陣屋は明治元年八月七日ごろには廃止されていたものであろう」とするが、取り壊しまでの経過は、本文で見たとおりである。
 (77) 「前橋藩記」(復古記 第十冊 七九四頁)。
 (78) 「阿部正恒家記」・「東征総督記」・「前橋藩記」(復古記 第十冊 八四八・八四九頁)。
 (79) 「群馬県史 資料編14 近世6」(群馬県、一九八六年十月)八一号史料・「松平直方家記」(復古記 第八冊 四一五頁)。房総分領の石高が、前掲表3の四万二千石余とかなり異なるが、その理由は不明である。
 (80) 「富津市史 史料集2」(富津市、一九八〇年八月)一〇六頁。
 (81) 織本家文書「乍恐以書付奉願上候」(明治元年十月)(D-12-4)。
 (82) 織本徳助(徳輔・東岳・履道)は、富津村の名主織本家の人物で、この願書の差出人の一人、名主嘉右衛門の長男にあたる。前橋藩に家臣として仕え、「明治元年戊辰六月公務人勤貢士後公議人、同二年己巳九月晦

日飯野藩権大参事宣下」(『飯野県歴史』『千葉県史料 近代篇 明治初期 一』一三八頁)であった。すなわち、慶応四年六月に、飯野藩主の推挙で、藩論を代表する代議員として、新政府のもとで議事を行なう要職(貢士、公務人、公議人)に就任し、のちに権大参事に昇進した。代議員として出仕することの功績から「拝領地」を与えられたものと思われる。

(83) 織本家文書「織本氏文書 二」(C-2-10)に収められた「覚」(明治二年五月)。

(84) 織本家文書「富津村陣屋跡検地帳」(明治二年六月)(G-11)。なお、末尾の三名は、検地の実務を担当した飯野藩家臣と思われる。

(85) 織本家文書「織本氏文書 二」(C-2-10)に収められた「明治元年 台場取崩に関する件」。前掲の九月六日付「乍恐以書付奉内願候口上之覚」では、台場は取り崩しにはなっていない模様なので、これ以降、つまり九月六日以降十二月末までの願書であることがわかる。

(86) 拙稿「近世後期の上総国富津陣屋について」(『千葉史学』四六号、千葉歴史学会、二〇〇五年五月刊行予定)。

【付記】 本稿の執筆にあたり、史料所蔵者の織本マサ子氏、本吉健次氏、及び史料収蔵機関には、引用掲載の許可をいただき、また、松本勝氏には、貴重なご意見をいただきました。さらに本稿の一部を千葉歴史学会近世史部会・記録史料研究会の合同例会で報告し、参加者の方々から有益なご助言をいただきました。末尾ながら、感謝の意を表します。